

# 秋田県における 廃棄物不法投棄対策について

秋田県生活環境部環境整備課

特別企画座談会

事業報告

コラム

連載講義

産廃クローズアップ

行政のうごき

電子マラエスト情報

センターだより

担当者スポット

## 1 はじめに

秋田県では平成16年1月から産業廃棄物税制度と県外産廃の搬入時に環境保全協力金を負担してもらう制度を同時に導入し、これで得られた収入は産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する様々な施策に活用しています。

今回はその事業の一つであり、毎年行っている「不法投棄未然防止啓発活動事業」を紹介いたします。

## 2 事業の契機

平成19年に本県で行われた「秋田わか杉国体」の開催に合わせ、当時県内に700余りもあった不法投棄箇所を対象に「めざせ国体クリーンアップ～不法投棄一掃大作戦～」と銘打って行政、業界団体、地域住民及びボランティア団体等と協力し大規模なクリーンアップ事業を展開し、517箇所、545tの不法投棄廃棄物を撤去しました。

## 3 事業の展開

この事業により、県民の「ごみ」を捨てない心の醸成につながり、身近な環境のクリーンアップの展開によって、きれいな秋田を後世に伝える意欲の高揚につながったことから、これで得られたノウハウを活用し、「風かおる緑豊かな秋田」を継承するため、全県規模のクリーンアップを通じた不法投棄未然防止啓発活動事業として継続して実施しています。

## 4 事業の内容

### (1) クリーンアップ

県内に設置された8つの保健所の地域毎に県、地元市町村、業界団体等を構成員とした不法投棄一掃地域協議会を組織しており、当該協議会が主体となって、クリーンアップを実施しています。

各団体の役割分担

- 県
  - 実施要領・実施計画の作成、消耗品等の購入、業務の委託、事業成果の公表等
- 地元市町村
  - 地域住民への周知・参加の働きかけ、廃棄物の受け入れ・処理等
- (一社) 秋田県産業廃棄物協会
  - 重機による撤去、廃棄物の運搬処分等



### (2) クリーンアップ後の対策

クリーンアップ後は監視カメラや立て看板を設置するなどして、再発防止を図っています。



### (3) 県民へのPR

地元市町村においては、広報誌等で積極的に事業を周知していただき、また報道機関にも情報を提供するなどして、新聞に記事を掲載していただくなど、事業の内容や成果等を県民にお知らせしています。

## 5 事業の成果

平成20年度に527箇所が新規に発見され、1,021箇所残存していた不法投棄数は、平成28年度までに新規発見箇所数、残存箇所数ともに大幅に減少し、その数はそれぞれ72箇所、519箇所となりました。

年度	新規発見箇所数	残存箇所数
20	527	1,021
21	369	1,027
22	157	822
23	152	662
24	144	575
25	116	534
26	104	517
27	92	525
28	72	519

## 6 その他の主な事業

産業廃棄物税等を財源とした不法投棄対策事業としては他に次の事業を行っています。

### (1) 環境監視員によるパトロール

県内に24名の環境監視員を配置し、不法投棄箇所の巡回等を行っています。

### (2) 監視カメラによる監視

不法投棄の多い箇所や、クリーンアップを実施した箇所等にセンサーカメラを設置し、監視しています。



### (3) ヘリコプターによるスカイパトロール

県警、海上保安部と連携し、年2回県内の上空から監視活動を行っています。



## 7 おわりに

本県では平成28年3月に「第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、平成39年頃には次のような姿になることを目指しています。

**不法投棄の未然防止・取締体制が整備されたことにより、不法投棄の撲滅が図られるとともに、過去に不法投棄によって残存していた廃棄物は一掃されています。**

この目標が一日でも早く達成できるよう、行政、県民、事業者が一丸となって対策を進めていきます。